

◆件名	清水社会福祉会館（はーとびあ清水）における利用者の転落転倒骨折事故	
◆発生日時	令和5年3月9日（木）午前9時00分	
◆場所	清水社会福祉会館（はーとびあ清水）（清水区宮代町）	
◆概要	<p>はーとびあ清水は指定管理者である社会福祉法人静岡市社会福祉協議会により施設管理を行っている。</p> <p>90代女性が6階多目的ホール移動式観覧席最前列の席前のスペースから床に降りよ立ち上がるうとした際、指定管理者の職員が移動式観覧席セッティング後に下ろし忘れた足元の衝立に躓き、30 cm下の床に転落転倒し、左大腿骨骨折等の怪我を負った。</p>	
◆経緯と対応状況	<p>3月9日 9時00分</p> <p>15時05分</p> <p>3月10日 11時55分</p> <p>3月16日 3月17日 16時00分</p>	<p>事故発生、参加行事主催者役員が指定管理者職員に連絡 指定管理者職員が同館3階に勤務する看護師を要請 救急車通報、静岡市立清水病院に搬送</p> <p>指定管理者職員が本人携帯に架電、家族が出たため、 家族に謝罪、骨折を把握</p> <p>家族から受電、指定管理者職員が左大腿骨の骨折以外は 異常がないことを確認、賠償責任保険等について説明 手術</p> <p>家族が現場を確認するためにはーとびあ清水に来所、指 定管理者職員から再度の謝罪と賠償についての協議</p>
◆被害状況	90代女性は顔面を強打したため、額にこぶ、鼻に腫れの症状が見られた。立ち上がることができず、同館3階社会福祉協議会運営のデイサービスセンターに勤務する看護師が駆け付け、救急搬送した。左大腿骨の骨折と診断され、3月16日に手術した。	
◆原因	転落転倒する原因となった移動式観覧席の足元の衝立は、収納時は上げておき、使用する際は下ろすことになっているが、指定管理者職員がセッティングをした際に移動式観覧席メーカーマニュアル及び写真付き手順書の確認を怠り、衝立が上がったまま使用されていたため。	
◆今後の対応	<ul style="list-style-type: none"> 今回の事故は、管理に起因する事故であるため、指定管理協定に基づき、損害賠償責任は指定管理者が負うこととなる。 指定管理者が移動式観覧席のメーカーマニュアル及び写真付き手順書をセッティング作業従事者に再度周知するとともに、セッティング時の確認チェック表を新たに作成した。 事故の原因となった移動式観覧席の衝立部分に、利用者向けの段差注意喚起テープ及びセッティング作業従事者向けの下ろし忘れ防止注意喚起テープを貼った。 移動式観覧席をセッティングした担当者とは別の者が確認チェック表を基に正しく設置されているかダブルチェックすることとした。 	
◆問い合わせ	課 名	福祉総務課
	担当者	山本、杉村
	電 話	054-221-1335

清水社会福祉会館



●多目的ホール

6F

●高齢者公民館活動センター
(開庁時間：開庁室)

5F

●社会福祉協議会
●市民活動室
●市民定休室
●公民館活動センター
●高齢者公民館活動センター

4F

●アイディア・ヒストリーセンター
●生涯学習地域交流センター
●調理学習室 ●ホール会議室

3F

●社会福祉協議会事務室
●市民活動室 ●公民館
●市民定休室 ●公民館活動センター
●ケアマネジメントセンター等

2F

●社会福祉協議会センター
●市民活動室 ●公民館
●市民定休室 ●公民館活動センター
●ケアマネジメントセンター等

1F

●公民館
●市民定休室

BF

●自転車庫
●市民定休室

●社会福祉協議会事務室
●市民活動室 ●公民館
●市民定休室 ●公民館活動センター
●ケアマネジメントセンター等

●アイディア・ヒストリーセンター
●生涯学習地域交流センター
●調理学習室 ●ホール会議室

●社会福祉協議会事務室
●市民活動室 ●公民館
●市民定休室 ●公民館活動センター
●ケアマネジメントセンター等

●公民館
●市民定休室

●自転車庫
●市民定休室

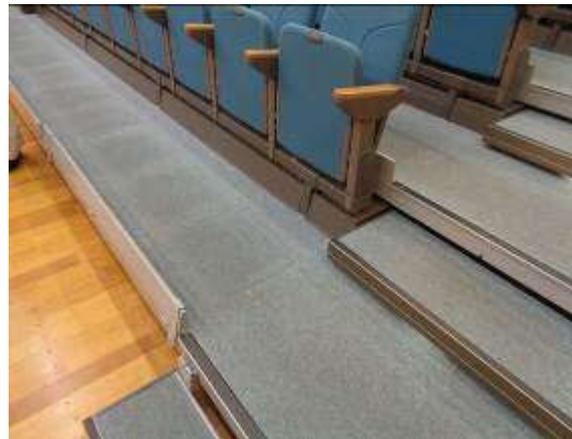
清水社会福祉会館 6階 多目的ホール 移動観覧席



転落転倒する原因となった移動観覧席の足元の衝立



本来の使用法のとおり衝立を下げた状態



収納時のように衝立が上がったままの状態